

別表十二（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第2項《中部国際空港等の設置及び管理を行う者の指定》に規定する指定会社が措置法第57条の7の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(1)のうち損金経理による積立額2」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」の欄に記載し、かつ、「10」の欄の金額を同表「49」の欄に記載します。
- 3 「(1)のうち剰余金の処分による積立額3」の欄に金額の記載がある場合には、「10」の欄の金額を別表四「49」の欄に記載します。